

論文紹介

今野 敏氏

「津軽藩政に関する一考察」

— 寛政年間における —

武工土着制の顛末について —

(日本歴史第一〇六号所載)

千葉 薫 良 一

最近の封建社会の変質過程の研究の方向として、次の奥旨指適される。

明治維新の成立即ち封建社会没落の社会的経済的要因の把握に於て、従来の理論を深めつゝ、それと同時にそれを各地域—西南雄藩或は東北の諸藩等—の特殊研究により、これを裏証して行こうとする動きである。地域研究即ち藩制の研究が活発に行われるに至り、藩制成立よりすゝんで、近世中期以降の藩政改革の裏証研究により、その社

会至済的要因を明かにしつゝ、あることである。

此処に紹介する今野敏氏の論文「津輕藩政に關する一考察」も加へる流れに沿うものである。特に極北の津輕藩の封建制についての報告であるが注目されるのである。以下論文の要旨を紹介してあやうと思ふ。

今野氏所論の拠るべき視点は「藩政改革の研究」に明かにされている堀江英一氏の見解である。

即ち藩政改革を必然的なものとする条件は「幕藩体制の本来的搾取原則（生産地代原則）と農民的商品至済の衝突」による領主賤政の窮乏化であり「領主はこうした賤政窮乏を領主的土地所有の強化―生産物地代原則の貫徹―農民の自然至済への束縛の方向でざりぬけよう」とする。従つて幕藩政改革は農民的商品至済の領主的統制―幕藩体制の延命をめざすものに他ならない。しかし「改革は都市特権商人層や特权的な村落支配者層を幕藩領に連繫させることになつたが、それは同時に反封建闘争を村の隅隅までもうごむこととなり、危機はかえつて深化する。かくて特权的農商民を地

盤とする上中級武士層とより広い地盤にたとうとする下級武士層の境内抗争が激化し、後者が尊皇討幕派財金と出るとした。このような理論的背景として、幕政研究の未開拓の分野である津輕藩についてのこれまでの著者の研究を整理しつゝ、寛政の武士二層という交則的藩政改革の史的要因について考察されている。

津輕寛政の改革への歴史的な前提として津輕藩はその正世初期に於て、幕藩体制をテイピカルに成立させることのできなかつた。それは即ち、地方知行の獲得と農村構造の後進性―農奴制家族による地主も依至階級にある。此処に上方商業資本の侵入により津輕藩体制は次第に封建的危機を増大して行くのである。

この藩体制の危機を自覚し、この危機を克服せんとして藩政の改革が乳井眞によつて行われるのである。これが宝暦の年に行われたので宝暦の改革と稱するのであるが、その改革は「地元特権商人及び豪族との連繫の上に立つて農民の再生産を囿るための国産奨励を行うところの重商主義政策

であり(一)未完成であつた幕藩体制の確立をめざすものであつた。しかし改革は国産の皆無による経済統制の強引さと、後者に対する保守的上級武士の反対にあい失敗した。

天明の大凶作は宝暦以後の時流派の施政によつて困難な財政状態にあつた津軽藩に根底から打撃を与え、藩政改革―寛政の改革が日程にのほつてくる。

寛政改革の目標は(一)米以外に殆ど新しい生産部門のない生産構造の後進性を是正し、分解しつゝ、あつた農民と商業資本の結びつきを排除することを眼目とした。(二)藩財政の危機を回避するため、倅約による内外貸借の整理にあつた。しかし現実には、天明の飢饉によつて農村は荒廢し、藩収入は零に等しいものであつた。この手実より、農村復興と藩士の窮乏救済の目標より此処に武士土着制が日程にのほる。

寛政の武士土着制の経過を要約しておこう。天明四年十二月二十八日の御觸れによつて、その火ぶたを切り、寛政元年十月土着の奨励が行われ、

寛政三年末石右衛門、菊池寛司が勘定奉行に就任するやこの施策は強力におしすゝめられた。

藩財政の窮乏から「御家中成立」のために実施された武士土着制は、寄生地主としてではなく、廢田開發のために行われたのであるが、その実体は「土着士たる地頭を給地百姓との收取関係の強化」という事態を導き出す。即ち「荒廢地開發のために弘前より引越した武士は田畑開發は一向に打ちすて、逆に自分の手作地に給地百姓の勞働力を徴収している」手実が指摘されている。それはまさに中世農奴制の再現ともいふべきものである。かゝる地頭領主権の強大化の方向は藩権力の弱体化を招くものであり、幕藩体制以前への復帰である。また、農村の現実が農民の成長により、地頭の圧迫に対する抵抗力が強くなっている。早暁この土着制は廢される運命にあつた。寛政十年五月二十三日遂に土着制は廢される。寛政の改革の目指した荒廢せる農村の立直しと貧窮家臣団の救済は後者に於て一応成功したにせよ、藩庫への収入は減じ、津軽藩の封建的危機を深化せしめる歴史に逆

行する改革と断せざるを得ない。しかして寛政改革の失敗は当代の時流に逆行し、商品経済と対決せんとする積極性に欠け、これを回避し、自己をこれと隔離せんとする消極性にあると結論づけられてゐる。

以上が本論文の概略であるが、果して今野氏の主意が論述の焦點を誤りなく紹介しえたか否かを恐れる。氏の実証に対して積極的に向題点を指摘しえないけれども、もちろん氏の推論によつて津輕藩の憲政改革が解明しつくされたわけではない。しかしともかく本論文は津輕藩制の研究に先鞭をつけた論稿として注目すべきものであらう。

(昭和三十三年二月)